

船橋市児童相談所一時保護所における職員に係る給食費の徴収に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市児童相談所一時保護所（以下、「一時保護所」という。）における職員の給食費の徴収について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。

(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及びその他市長が認めるものをいう。

(2) 給食費 一時保護所の食事の提供に要する費用のうち、職員が負担する経費をいう。

(3) 給料等 船橋市一般職の給与に関する条例（昭和27年条例第21号）第9条に規定する給料及び船橋市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第13号）第4条に規定する給料及び基本報酬等をいう。

(給食費の徴収)

第3条 市長は、給食の提供を受けた職員から1か月分の給食費を徴収する。

(給食費の額)

第4条 給食費の額は船橋市児童相談所一時保護所給食食材購入業務委託契約に定める1食当たりの額に、1月あたりの食数を乗じた額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。なお、1月あたりの食数及び利用記録は一時保護所にて管理する。

2 給食費の額の算定にあたっては、毎月20日を締め日として、前月の締め日の翌日から締め日までの給食費を翌月に徴収する。

(給食費の徴収方法)

第5条 給食費の徴収方法は以下の各号のいずれかによるものとする。

(1) 職員の翌月の給料等からの控除

(2) 納付書払い

2 第1項第1号に定める給料等からの控除を希望する職員は、市長に船橋市児童相談所一時保護所給食費給料控除申出書（様式第1号）（以下、「申出書」という。）を提出

しなければならない。

3 前項に定める申出書を提出した場合についても、翌月の給料等が発生しない場合等については納付書払いにて徴収するものとする。

4 第1項第2号に定める納付書払いによる支払期日（以下、「期日」という。）は、翌月の末日とする。

5 前項の規定にかかわらず、市長は期日により難いと認めるときは、別に期日を定めることが出来る。

（還付）

第7条 市長は、納付された給食費に過納があるときは、当該過納の額を還付するものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、給食費の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

様式第 1 号

船橋市児童相談所一時保護所給食費給料控除申出書

年 月 日

船橋市長 様

(申出者)

所属名

職員番号

氏名

船橋市児童相談所一時保護所における職員に係る給食費の徴収に関する要綱第 5 条第 2 項の規定に基づき、毎月の給料等から給食費を控除することを申し出ます。

記

控除開始月 令和 年 月支給分から

職員課記入欄	可 ・ 否
承認の可否	